

東京都環境基本計画 点検報告書

2006(平成18)年5月

東 京 都

目 次

第1 点検にあたって

1 点検の経緯	1
2 点検の目的	1
3 点検の対象と方法	1

第2 環境基本計画に掲げる施策の進ちょく状況と今後の課題等

1 環境基本計画に定める主な目標の達成状況	3
2 施策の進ちょく状況と施策の展開に向けた課題等（総括）	11
3 個別の施策の実施状況と施策の展開に向けた課題等	13
(1) 「健康で安全な環境の確保」に向けた取組について	14
(2) 「都市と地球の持続可能性の確保」に向けた取組について	28
(3) 「自然環境の保全と再生」に向けた取組について	44
(4) 「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」の取組について	50
(5) 「環境の確保に関する配慮の指針」について	62
(6) 「戦略プログラム」について	63

第3 環境審議会委員の主な意見

環境審議会委員から寄せられた主な意見	69
--------------------	----

第4 更なる施策の推進に向けて

1 「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」に基づく施策の展開	75
2 東京都環境基本計画の改定	75

資 料

1 環境基本計画に定める目標の達成状況
2 環境基本計画に定める検討経過
3 環境審議会企画政策部会委員
4 「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」の概要
5 各施策に関する参考資料

第1 点検にあたって

1 点検の経緯

東京都環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な推進を図るため、東京都環境基本条例第9条に基づき定めるものである。

都では、2002（平成14）年1月、1997（平成9）年に策定した環境基本計画を改定し、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」という基本理念のもと、3分野（「健康で安全な環境の確保」「都市と地球の持続可能性の確保」「自然環境の保全と再生」）における目標と施策の方向性を示した。

現環境基本計画の策定から3年余が経過した2005（平成17）年5月、ディーゼル車排出ガス対策など独自の規制等により大気環境が大きく改善してきていることなどを踏まえ、環境基本計画の規定^{*}に基づき、計画の点検を実施することとした。なお、点検の過程では東京都環境審議会企画政策部会の意見を伺い、点検作業を進めていくこととした。

※【環境基本計画：第5部「計画の推進」】

本計画を着実に推進していくために、数値目標を掲げている事項を中心にその進ちょく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を行っていく。また、把握した結果については、定期的に都民に公表していく。

2 点検の目的

今回の環境基本計画の点検は、大きく次の2点を目的として実施した。

① 環境基本計画の各施策の進ちょく状況を把握し、計画に定める目標の達成状況を明らかにする。

② 計画目標の達成及び施策を実施する上での問題点と課題を明らかにする。

また、これらを実施する過程で、各施策分野において、強化すべき、又は、新たに構築が必要な施策・方向性等を検討することとした。

3 点検の対象と方法

（1）点検の対象

点検は、環境基本計画に記載されている全ての施策（次頁「環境施策の体系」を参照）を対象とした。

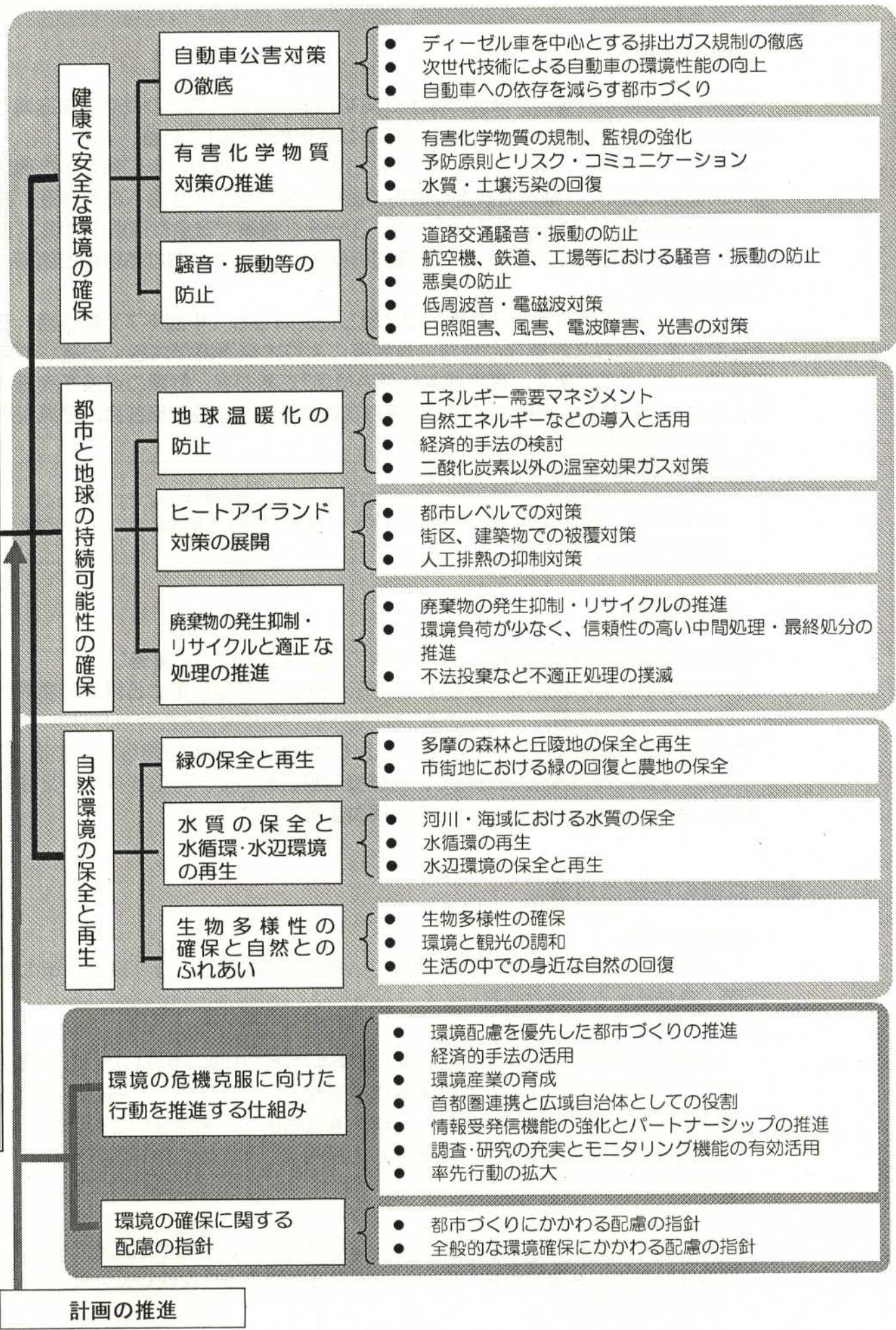
（2）点検の方法

点検は、平成17年5月から平成18年4月までの間、実施した。この間、局内及び都庁各局へ進ちょく状況等の調査を行い整理するとともに、環境審議会企画政策部会に点検の進ちょく状況等を報告し、意見をいただいた。また、環境審議会企画政策部会に報告した資料は、環境局のホームページ上で公開した。

なお、本報告書は環境局ホームページ等で公表し、都民や事業者の皆さん等の意見を求め、寄せられた内容を今後の施策形成等へ反映していく。

■環境基本計画における「環境施策の体系」

健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する



第2 環境基本計画に掲げる施策の進ちょく状況と今後の課題等

1 環境基本計画に定める主な目標の達成状況

数値目標が掲げられている主な計画目標の達成状況は以下のとおりである。

なお、全ての計画目標の達成状況については、巻末の資料1の「環境基本計画に定める目標の達成状況」に掲載している。

(1) 「健康で安全な環境の確保」に向けた取組について

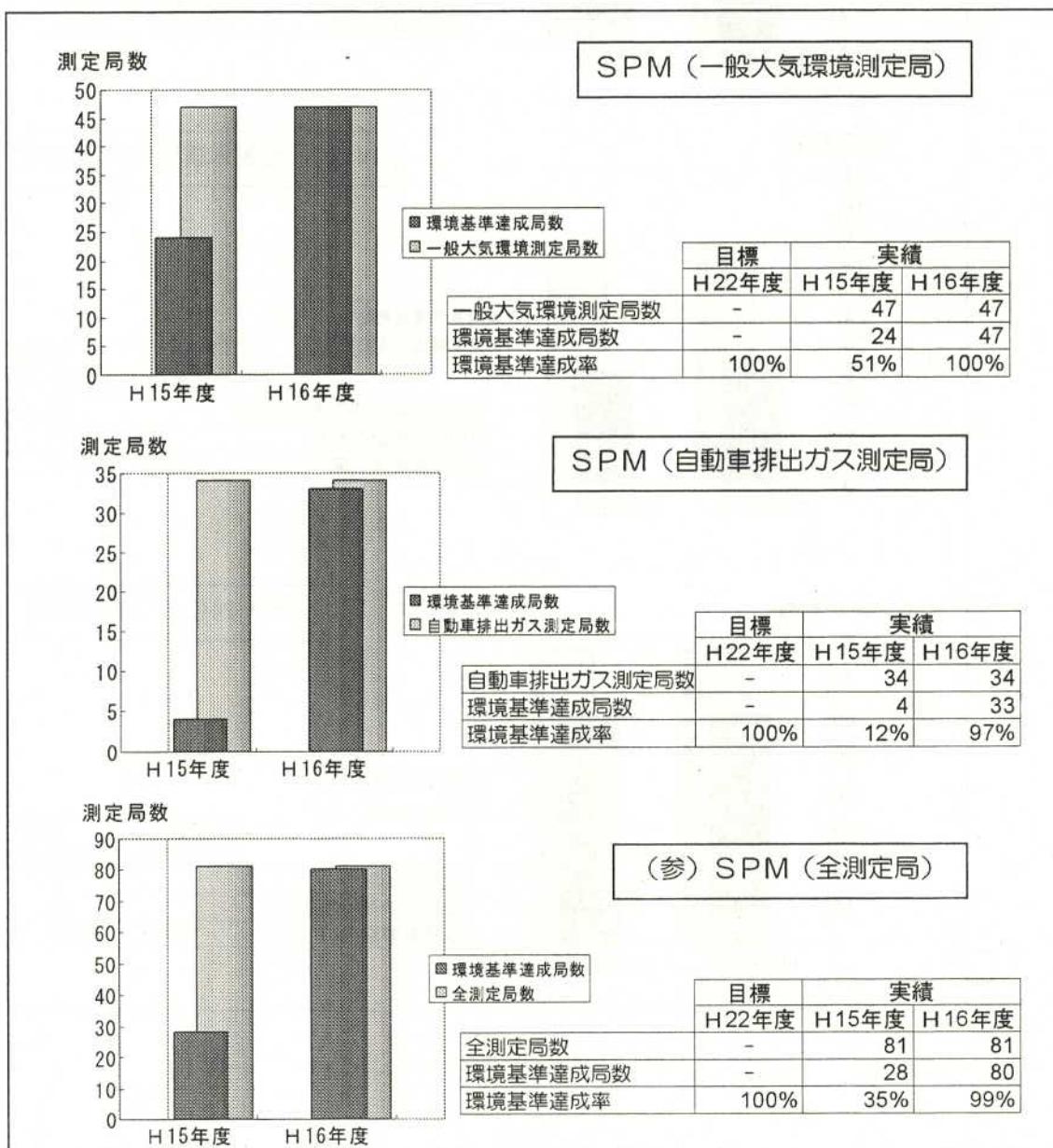
【自動車公害対策の徹底】

〔目標〕

- 浮遊粒子状物質の環境基準を、2010（平成22）年度までにすべての測定局で達成する

〔達成状況〕

- ・ 2004（平成16）年度：一般大気環境測定局の環境基準達成率は100%
自動車排出ガス測定局の環境基準達成率は97%
- ・ 計画目標の達成率：99%



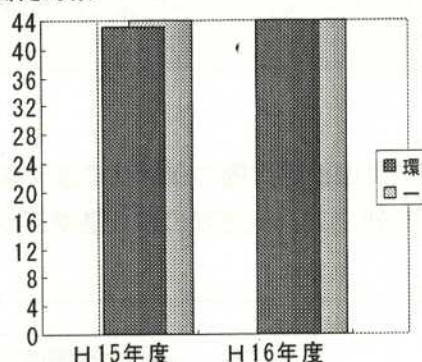
〔目標〕

- 二酸化窒素の環境基準を、2005（平成17）年度までにすべての測定局で達成する

〔達成状況〕

- ・ 2004（平成16）年度：一般大気環境測定局の環境基準達成率は100%
自動車排出ガス測定局の環境基準達成率は47%
- ・ 計画目標の達成率：77%

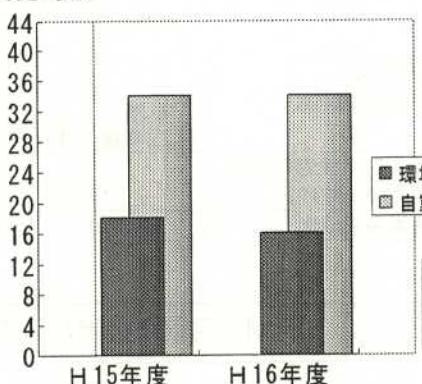
測定局数



NO₂ (一般大気環境測定局)

	目標	実績	
	H17年度	H15年度	H16年度
一般大気環境測定局数	-	44	44
環境基準達成局数	-	43	44
環境基準達成率	100%	98%	100%

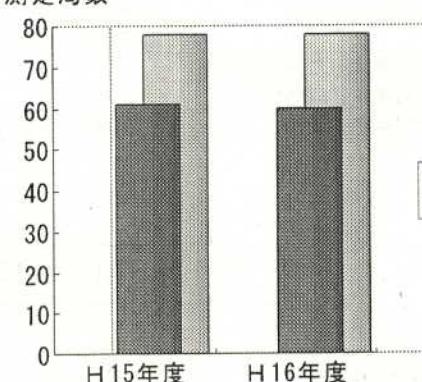
測定局数



NO₂ (自動車排出ガス測定局)

	目標	実績	
	H17年度	H15年度	H16年度
自動車排出ガス測定局数	-	34	34
環境基準達成局数	-	18	16
環境基準達成率	100%	53%	47%

測定局数



(參) NO₂ (全測定局)

	目標	実績	
	H17年度	H15年度	H16年度
全測定局数	-	78	78
環境基準達成局数	-	61	60
環境基準達成率	100%	78%	77%

【有害化学物質対策の推進】

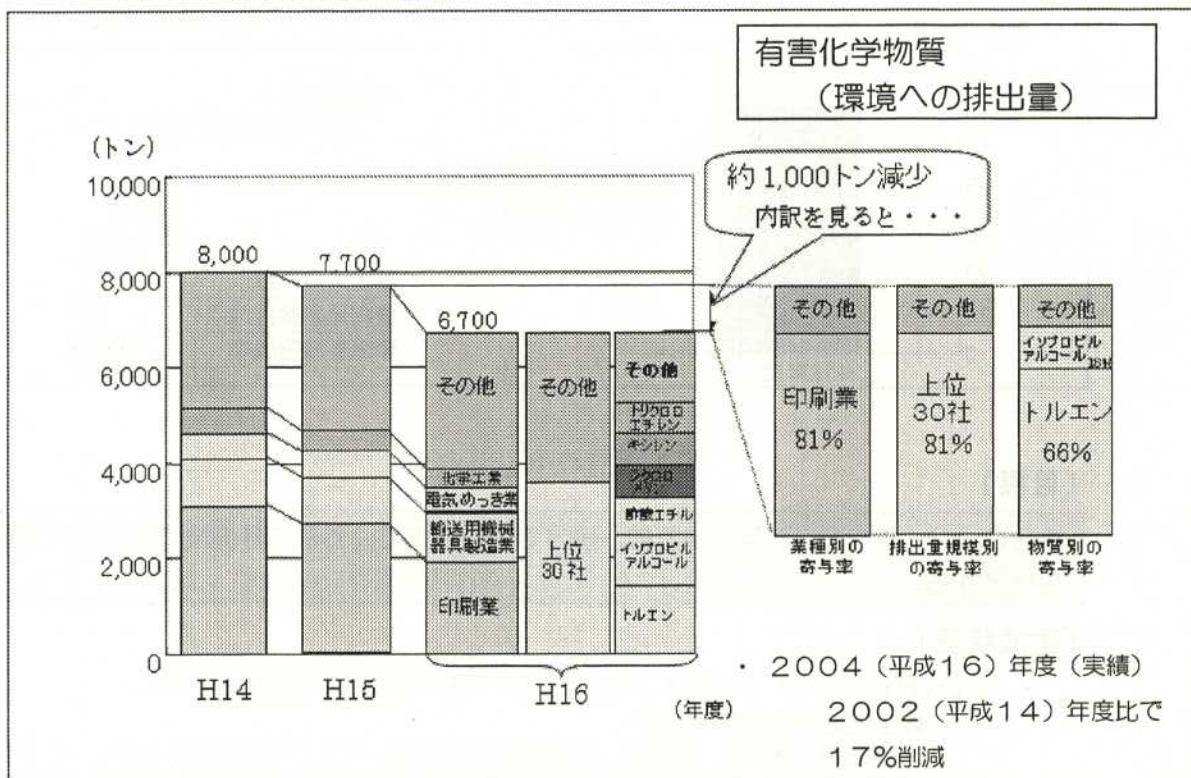
【担当】

【目標】

- 有害化学物質の環境への排出抑制、有害性の少ない化学物質への転換など、化学物質の管理の適正化を推進し、環境リスクを低減する。

【達成状況】

- ・全般的に、排出量は減少傾向

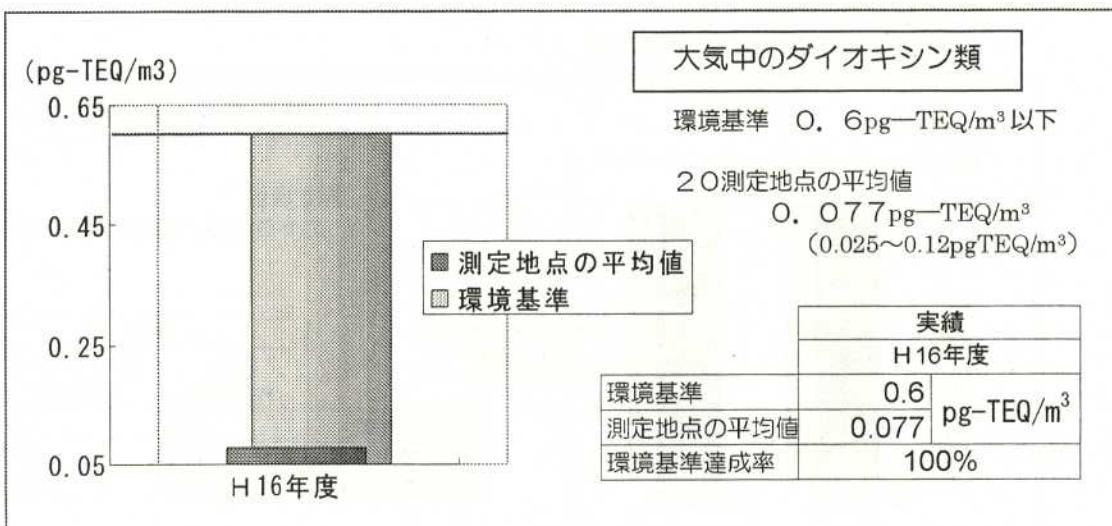


【目標】

- 大気中のダイオキシン類に係る環境基準が達成されている状態を維持し、今後も引き続き濃度レベルの低減を目指す。

【達成状況】

- ・計画目標の達成率：100%（環境基準が達成されている状況を維持）

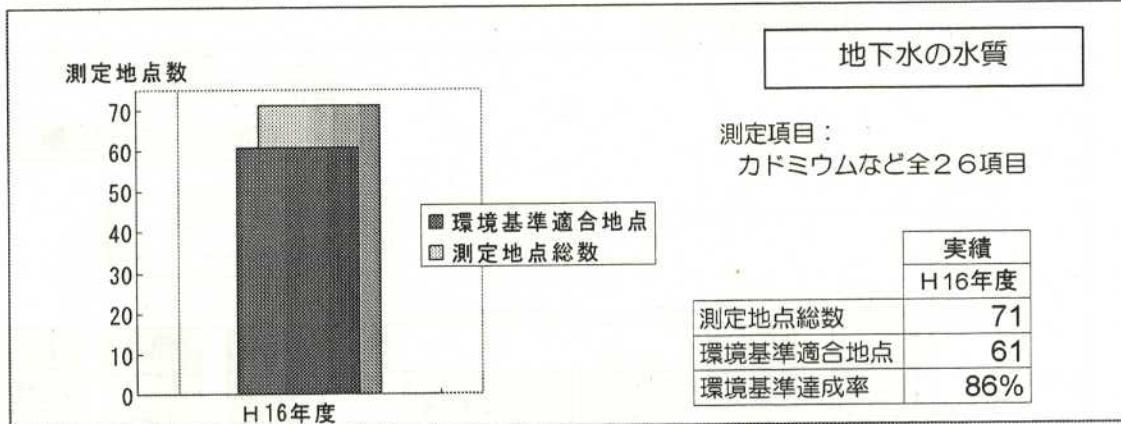


〔目標〕

●地下水の水質汚濁について、すべての測定項目に関して、全地点での環境基準の達成を目指す。

〔達成状況〕

- ・ 2004(平成16)年度：71地点中、61点で環境基準を達成
- ・ 計画目標の達成率：86%



〔目標〕

●2010(平成22)年度までに、都内で保管されているPCB廃棄物の無害化処理を完了する。

〔達成状況〕

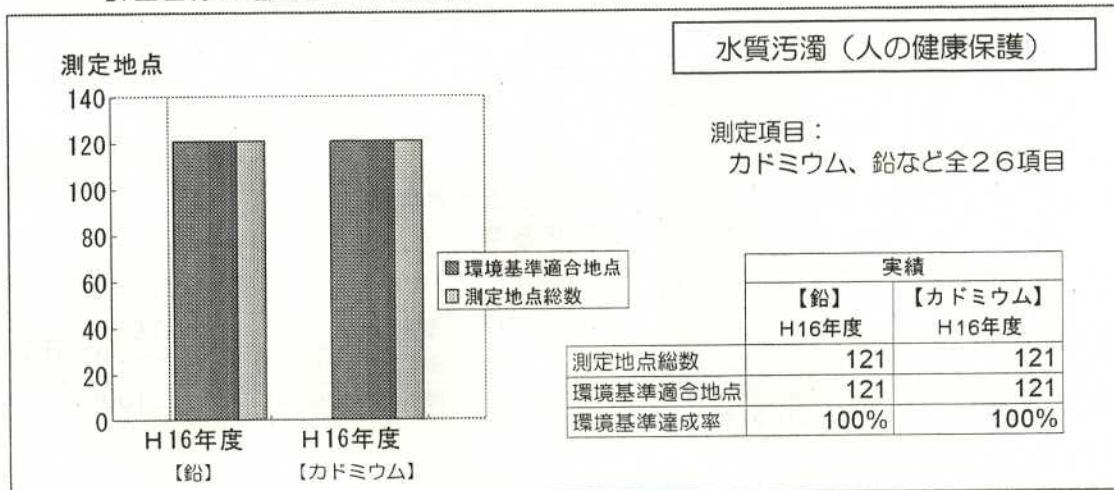
- ・ 2005(平成17)年11月、東京PCB廃棄物処理施設が稼動
※ 東京PCB廃棄物処理施設
一都三県(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)で、これまで保管されていたPCB廃棄物を安全・確実に無害化する施設であり、日本環境安全事業(株)が整備し運営するもの

〔目標〕

●水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」が常時達成されている状態を目指す。

〔達成状況〕

- ・ 2004(平成16)年度：すべての測定地点で環境基準達成
- ・ 計画目標の達成率：100%



(2) 「都市と地球の持続可能性の確保」に向けた取組について

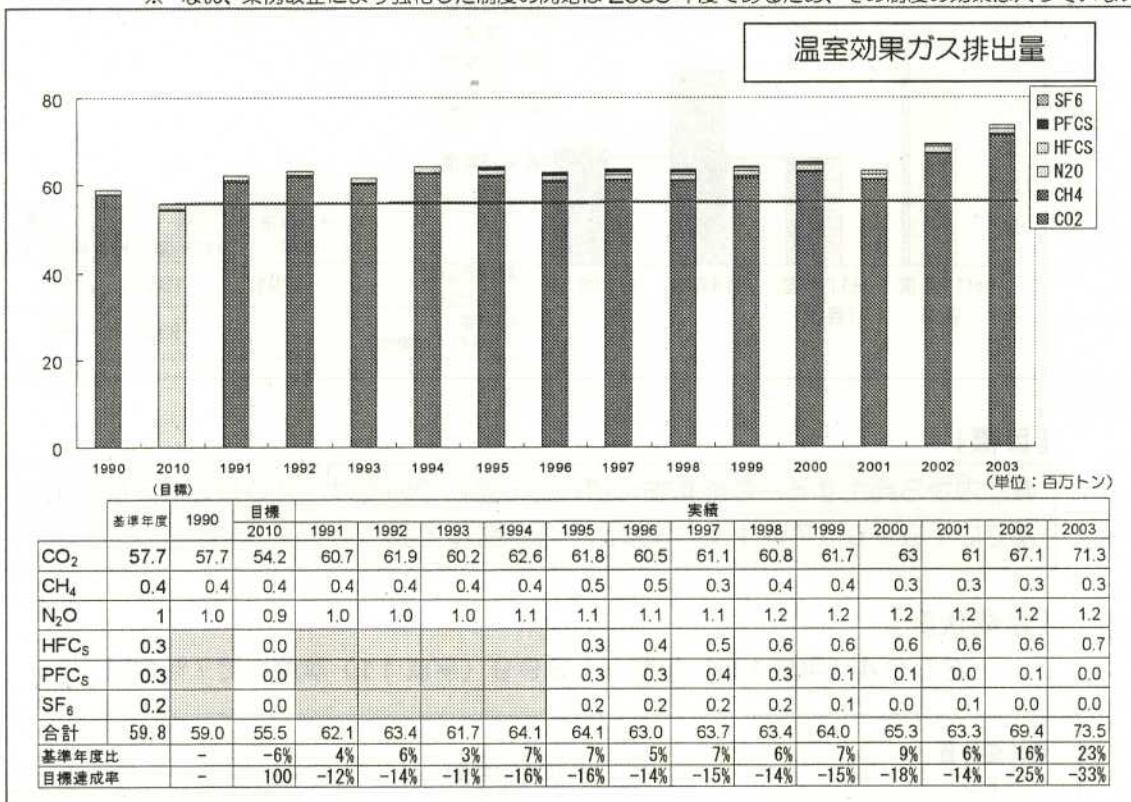
【地球温暖化の防止】

〔目標〕

- 2010(平成22)年度における東京の温室効果ガス排出量を、1990(平成2)年度比で6%削減する。

〔達成状況〕

- ・ 増加(2003(平成15)年度:基準年度比で23%増)
 - ※ 2003年度は、原子力発電の稼動実績が低下したため、電力CO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)が過去と比べて大幅に高くなり、CO₂排出量が増加
 - ※ なお、条例改正により強化した制度の開始は2005年度であるため、その制度の効果は入っていない



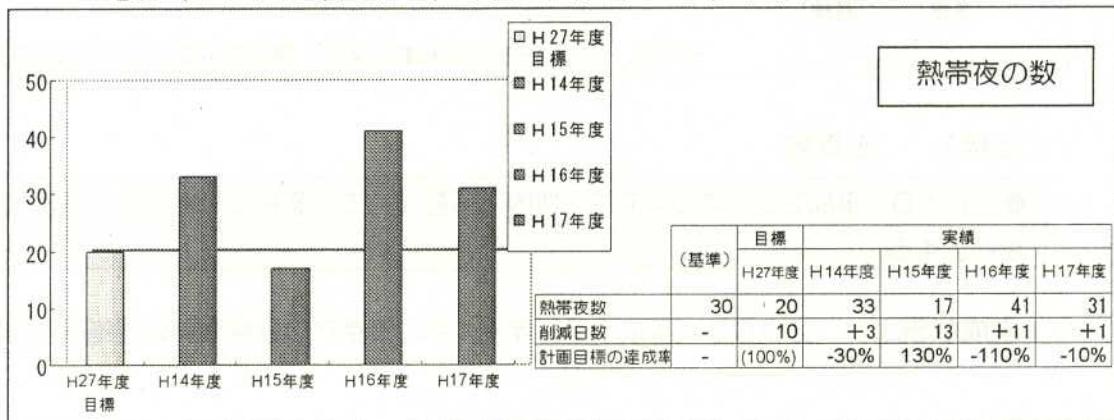
【ヒートアイランド対策の展開】

〔目標〕

- 2015(平成27)年度までに、熱帯夜の発生を現状の30日/年程度から20日/年程度に減少させる。

〔達成状況〕

- ・ 増加(2005(平成17)年度:目標(20日)と比較し11日増)



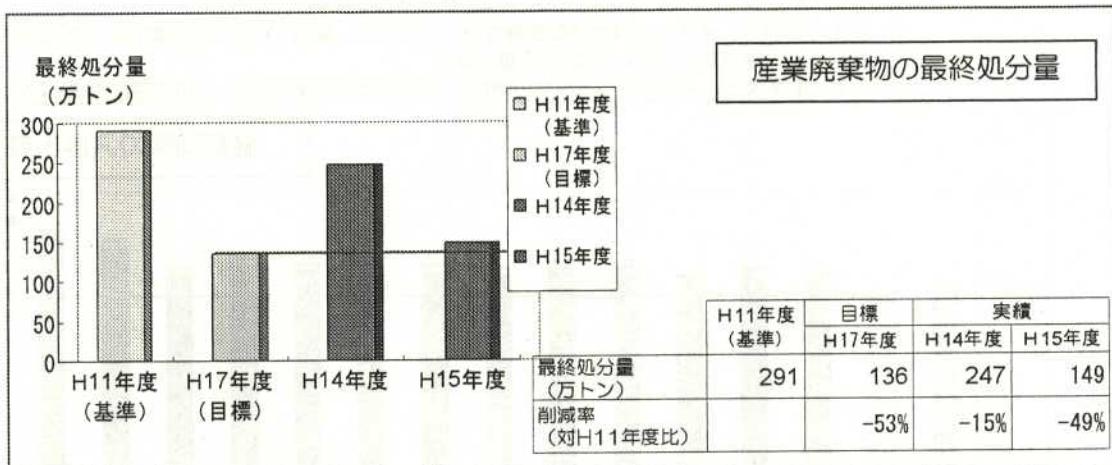
【廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進】

〔目標〕

- 都内から発生する産業廃棄物の最終処分量については、2005（平成17）年度までに1999（平成11）年度比で5割削減する。

〔達成状況〕

- ・ 2003（平成15）年度：1999（平成11）年度比で49%削減

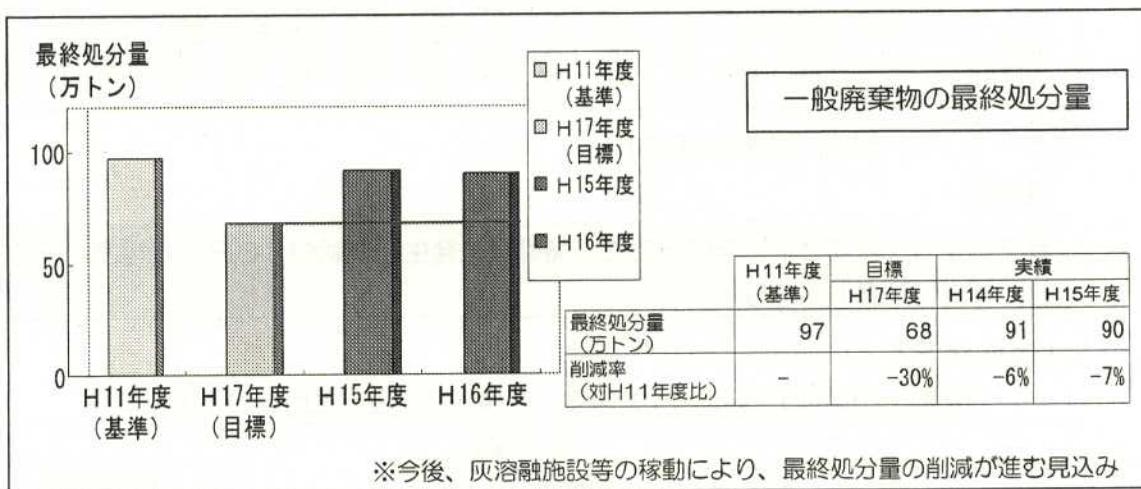


〔目標〕

- 都内から発生する一般廃棄物の最終処分量については、2005（平成17）年度までに1999（平成11）年度比で3割削減する。

〔達成状況〕

- ・ 2004（平成16）年度：1999（平成11）年度比で7%削減



〔目標〕 ※再掲

- 2010（平成22）年度までに、都内で保管されているPCB廃棄物の無害化処理を完了する。

〔達成状況〕 2005（平成17）年11月、東京PCB廃棄物処理施設が稼動

(3) 「自然環境の保全と再生」に向けた取組について

【緑の保全と再生】

【目標】

●多摩では、2015（平成27）年度においても、現状のみどり率約80%を維持していく。

●区部では、2015（平成27）年度においても、現在約29%のみどり率を約32%にしていく。

【達成状況】

- ・ 東京のみどりの減少傾向は未だ継続している。

- ・ 2003（平成15）年のみどり率（暫定値）

みどり率

デジタル航空写真画像データ等を用いた調査により得られた暫定値

多摩	約72%
区部	約24%

- ・ 1998（平成10）年から5年間の変化の分析結果（推定）
 - 多摩：約2ポイント程度減少
 - 区部：約1ポイント程度減少

【水質の保全と水循環・水辺環境の再生】

【目標】

●河川に係る「生活環境の保全に関する環境基準」について、早期に達成するとともに、類型指定の見直しを行い、水質の向上を目指す。

【達成状況】

- ・ 2004（平成16）年度：

汚濁の度合いを示す、生物化学的酸素要求量（BOD）：環境基準達成率は91%



BOD

- ・ 56水域中、51水域で環境基準を達成
- ・ 未達成の5水域のうち、4水域は、環境基準値をわずかに超えている状況

[目標]

- 海域に係る「生活環境の保全に関する環境基準」の達成に向け、東京湾の化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全燐の負荷量のより一層の削減を図る。

[達成状況]

- ・ 2004(平成16)年度：

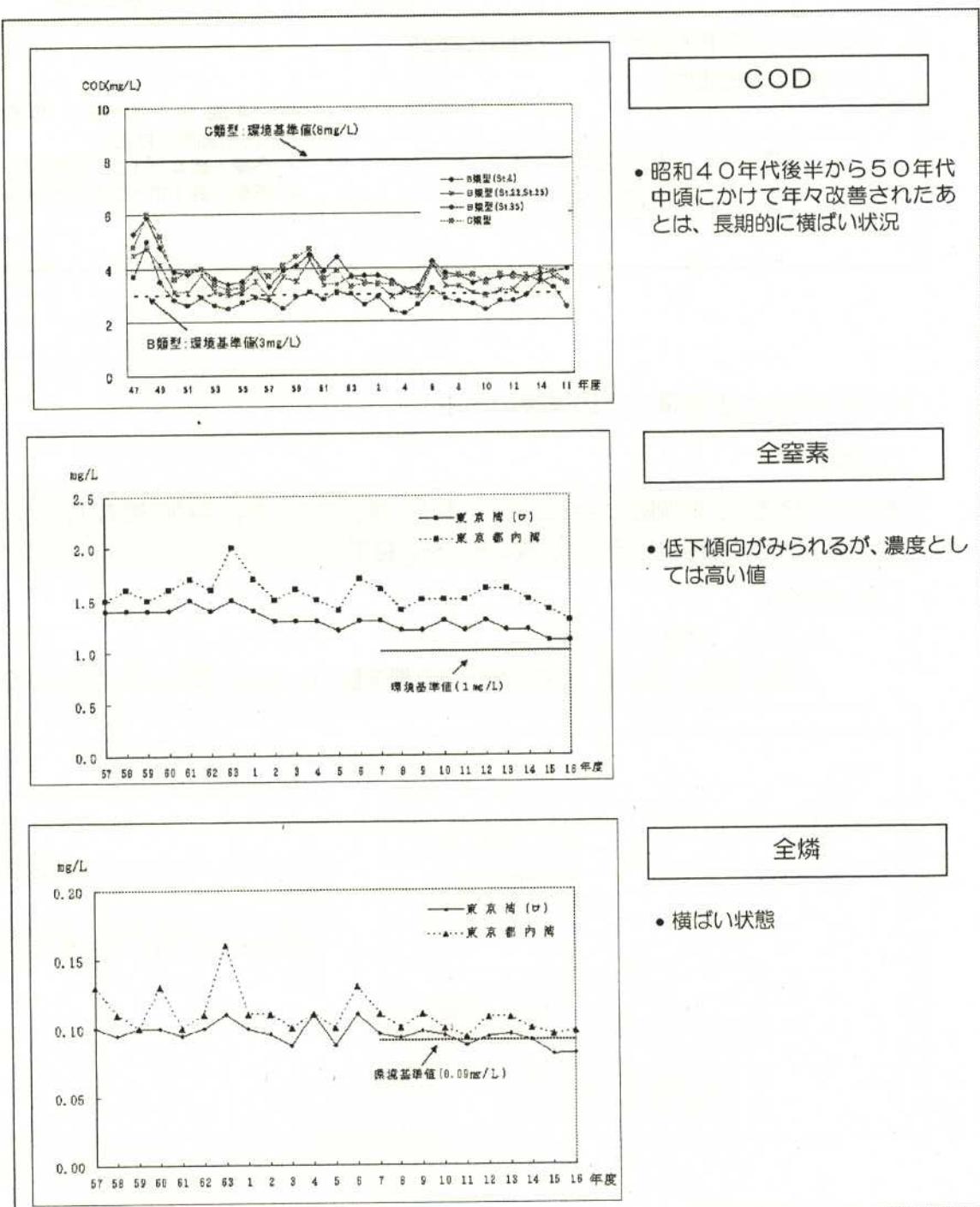
有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)

：環境基準達成率は50%（環境基準達成水域数；4水域中、2水域）

全窒素：環境基準達成率は0%（環境基準達成水域数；1水域中、0水域）

全燐：環境基準達成率は100%（環境基準達成水域数；1水域中、1水域）

※ 東京都内湾は、依然として富栄養化した状況にあり、夏季に赤潮が発生し、下層では酸素のない状況が続いている。



2 施策の進ちょく状況と施策の展開に向けた課題等（総括）

（1）「健康で安全な環境の確保」に向けた取組について

【施策の進ちょく状況等】

- 独自の規制等による大気環境の大幅な改善など、都民の健康を守る上での大きな成果
- 一方で、いまだに解決しない光化学スモッグの発生
 - ディーゼル車対策を実施し、SPMによる大気汚染を劇的に改善
 - 有害化学物質の排出抑制対策により事業所からの排出量が減少

【施策の展開に向けた課題等】

- 公共交通機関の利用促進や物流の効率化、都市開発に伴う発生集中交通量の抑制を促す仕組みづくりなどの検討が必要
- 化学物質によるリスクを低減するため、地域の特性に応じた環境リスクを把握するとともに、国内外の動向も踏まえ、今後の化学物質対策のあり方について検討することが必要
- 土壤汚染対策を促進するため、中小事業者への技術的支援や新たな仕組みの構築が必要

（2）「都市と地球の持続可能性の確保」に向けた取組について

【施策の進ちょく状況等】

- 先駆的な制度の導入など、持続可能な都市づくりに向け重要な第一歩を踏み出す
- 都内温室効果ガス排出量は依然として増加傾向
 - 改定・強化した「地球温暖化対策計画書」制度による大規模事業者のCO₂削減対策の開始。都が開始した温暖化対策が全国へ拡大
 - 再生可能エネルギーを導入するパイロット事業の実施と、「再生可能エネルギー戦略」の作成
 - ヒートアイランド現象の実態把握と建物・道路の被覆対策の開始
 - スーパーエコタウン事業によるリサイクル・廃棄物処理施設の集中的な整備と、産業廃棄物の適正処理にむけた報告・公表制度の新設

【施策の展開に向けた課題等】

- 業務部門等の温暖化対策において、中小事業者向け対策を含めより高い効果が得られるような方策を検討するとともに、自動車からの二酸化炭素排出量の削減の取組強化が必要
- 再生可能エネルギー普及拡大に向け、東京の地域特性に応じた実効性のある導入促進の仕組みづくりが必要
- 繰り返しヒートアイランド対策を進めるため、環境配慮型の都市づくりのルール化が必要
- 廃棄物の発生抑制に取り組み、リサイクルを進めるとともに、不法投棄などの不適正処理を撲滅していくことが必要

(3) 「自然環境の保全と再生」に向けた取組について

【施策の進ちょく状況等】

- 自然環境の保全と再生に向けた取組での端緒的な成果
- 減少のつづく東京のみどり
 - 環境の視点から森林管理を行う森林再生事業の開始
 - 自然保护条例に基づく屋上等緑化の義務付けにより、日比谷公園1個分の緑を毎年創出
 - 自然保护と観光の両立のためエコツーリズムの開始と定着

【施策の展開に向けた課題等】

- より多くのみどり保全していくため、現行の緑化義務を強化することが必要
- 水循環の再生のため雨水浸透などまちづくりと連携した対策を推進するための方策を検討することが必要
- 生物多様性の確保のため、適正な個体数管理を進めるとともに、希少動植物の保護を進めていくための課題への対応の検討が必要

(4) 「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」の取組について

【施策の進ちょく状況等と施策の展開に向けた課題等】

1. 環境配慮を優先した都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○計画段階アセスメントの条例化など、仕組みづくりが進む○今後は、環境施策は都市づくり推進の前提条件と捉え、様々な段階における環境施策との調整のルール化を更に明確にしていく必要
2. 経済的手法の活用	<ul style="list-style-type: none">○環境配慮型金融商品の開発など、新たな取組を開始○今後、税制の活用も含め、更に多様な経済的手法の活用を推進
3. 環境産業の育成	<ul style="list-style-type: none">○都の環境施策を契機に、自動車排出ガス対策、省エネ対策、ヒートアイランド対策などで、新たな製品化や技術開発などが進展し環境産業の育成に寄与
4. 首都圏連携と広域自治体としての役割	<ul style="list-style-type: none">○八都県市でのディーゼル車排出ガス規制共同実施など、首都圏自治体の連携で大きな成果○今後、温暖化対策など様々な分野で、他自治体との連携を強化
5. 情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進	<ul style="list-style-type: none">○企業やNPOと連携した環境学習、情報発信など新たな試みの拡大○今後、英語での情報発信の強化。企業・NPO連携による施策を一層推進
6. 調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用	<ul style="list-style-type: none">○ディーゼル車排出ガス対策、ヒートアイランド対策など都の直面する課題の解決に向け、環境科学研究所の調査研究が大きな役割
7. 率先行動の拡大	<ul style="list-style-type: none">○温暖化対策、有害化学物質対策などで環境配慮の率先行動を強化○今後、八都県市や民間企業等との連携を更に推進

(5) 「環境の確保に関する配慮の指針」について

【施策の進ちょく状況等と施策の展開に向けた課題等】

- 環境アセスメント制度等における活用はなされているが、その他の事業等に対する活用の仕組みが未確立であることなどから、自立的な活用は進んでいない。
- 指針活用に向けた仕組みの再構築などの検討が必要

(6) 「戦略プログラム」について

実行率：約9割

*「戦略プログラム」

短期集中的に取組む施策として策定した、2001（平成13）年度から平成2005（平成17）年度までの5カ年のプログラム

戦略プログラムの概要	実行率
【戦略プログラム・1】 大気汚染対策の徹底 (東京に青空をとりもどす)	実行率92% (12事業中、11事業実施)
【戦略プログラム・2】 地球温暖化の阻止 (東京から地球の危機に挑む)	実行率90% (10事業中、9事業実施)
【戦略プログラム・3】 ヒートアイランド対策の展開 (東京の街を冷やす)	実行率100% (8事業中、8事業実施)
【戦略プログラム・4】 貴重な自然の保全と再生 (東京の緑をよみがえらせる)	実行率100% (6事業中、6事業実施)
【戦略プログラム・5】 都市づくりにおける環境配慮の強化 (東京から環境配慮の新しい仕組みをつくる)	実行率50% (2事業中、1事業実施)
計	実行率92% (38事業中、35事業実施)

3 個別の施策の実施状況と施策の展開に向けた課題等

(1) 「健康で安全な環境の確保」に向けた取組について

基本計画の分野	これまでの主な取組
第1節 自動車公害対策の徹底 1 ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底	<p>■環境確保条例によるディーゼル車排出ガス規制の実施（平成15年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆規制対応のために、新車への代替又は粒子状物質減少装置の装着促進 <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車又は最新規制適合車の購入資金あっせん 平成13～17年度：約1万1千台（平成18年3月末） ・平成14年6月から八都県市共同で粒子状物質減少装置指定 DPF20社30型式、酸化触媒12社34型式指定（平成18年4月） ・粒子状物質減少装置の装着費用の補助 平成13～17年度：約6万3千台（平成18年3月末） ◆規制開始1年前（平成14年9月）から規制の円滑・効果的な実施のため、全庁を挙げて違反ディーゼル車一掃作戦の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・規制開始時における都内車籍の規制対象車20万2千台について、規制開始前に約8割、平成16年12月末で97%対応済み ・自動車Gメン75名で、自動車20台以上使用の3,771社全社へ立入指導 ・都内全ディーゼル車所有者へダイレクトメール延べ550万通を送付 ・全国約100の荷主等事業者団体に個別訪問、東証1部・2部上場企業2073社にアンケート調査し、規制対応要請 ・平成15年4月から、全庁的に配送・工事等で規制適合車の使用を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・（社）東京都自動車整備振興会、（社）日本自動車整備振興会と連携し、点検整備時のユーザーへの働きかけ ・七都県市（現、八都県市）首脳会議でディーゼル車対策推進本部を設置し（平成14年9月）、首都圏の連携強化 ◆都内運行規制の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取締りの実施 路上・物流拠点等：延べ489箇所（平成15年10月～平成18年3月末） ・運行禁止命令 275台（平成15年10月～平成18年3月末） ◆平成18年4月から第二段階規制実施 <p>■非ディーゼル車への代替</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境確保条例による低公害車の導入義務（平成17年度末までに超低公害車に換算して5%） <ul style="list-style-type: none"> ・182事業所中167事業所で達成（91.7%）（平成16年度末） <p>■粒子状物質排出量の少ないディーゼル車の早期投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車メーカーに、低PM車の開発を要請（平成14年2月） <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年8月から、低PM車（NO_xは新短期規制値、PMは新短期規制値の75%又は85%低減レベル）が一部市場導入 ◆自動車メーカーに、新長期規制適合車の早期市場投入とポスト新長期規制への技術開発の促進を要請（平成16年11月） <p>■不正軽油の撲滅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成12年9月から、主税局・環境局合同による不正軽油撲滅作戦の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・抜取本数：約5万本 摘発件数：13件（平成12年9月～平成16年度）

施策の展開に向けた課題等

【残された大気汚染問題の解消】

- ・平成15年10月からの環境確保条例によるディーゼル車排出ガス規制は、都内の大気汚染の改善に大きな成果を上げた。この成果を確実なものとするため、平成18年4月から条例の二段階目の規制を着実に実施する必要がある。
- ・また、条例の排出規制の対象である粒子状物質に比して、対象とされていない二酸化窒素の環境基準達成率は低いことから、自動車排出ガス対策の第一義的責任がある国に対し、流入車規制の導入等自動車NO_x・PM法の改正を強く求めていく。
- ・さらに、局所的に自動車排出ガス濃度が高い地域が依然として存在することから、周辺住民の健康を守るために、一層の対策が必要である。

【新たな計画目標の設定】

- ・二酸化窒素に係る計画目標は平成17年度が目標年度であるため、平成18年度以降の新たな目標と施策の方向性を明らかにする必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第1節 自動車公害対策の徹底	2 次世代技術による自動車の環境性能の向上	<p>■使用過程車における環境性能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国に対し、次の事項を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・車検時の規制対象項目に大気汚染の課題である窒素酸化物及び粒子状物質を追加 ・車検時における排出ガスの測定の際に、負荷をかけた測定法の導入の早期実施
		<p>■自動車の更なる低公害化・低燃費化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国に対し、世界一厳しい排出ガス規制の実現を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・総理大臣・環境大臣へ質問状（平成15年5月） ・中央環境審議会、2009（平成21）年目標で、世界最高レベルの目標値（※）を答申（平成17年4月） <p style="text-align: center;">※2010年時点で、NOxは、日本：0.7の1/3程度（挑戦目標値）、米国0.27、欧州2.0（単位：g/kWh） PMは、日本0.01、米国0.013、欧州0.03（単位：g/kWh）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車メーカーに、一層低燃費なガソリン車・ディーゼル車の早期市場投入を要請（平成16年11月） <p>■自動車の環境性能の再評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国に対し、低公害車の指定制度について、燃費等も加味して抜本的に制度の再検討を行うことを要望 <p>■自動車燃料の超低硫黄化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆石油連盟に対し、低硫黄軽油の早期供給を強く働きかける。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月から、低硫黄軽油（硫黄分50ppm以下）全面供給開始 ・平成17年1月から、超低硫黄軽油・ガソリン（硫黄分10ppm以下）全面供給開始 <p>■燃料電池自動車の開発促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆温暖化対策及び大気汚染対策の一環として、燃料電池自動車の普及啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・東京臨海部の江東区有明に水素燃料供給ステーション設置（平成15年6月） ・都営バスで燃料電池バスのパイロット事業実施（平成15年8月～平成16年12月）

施策の展開に向けた課題等

【自動車燃料超低硫黄化の実現後の課題】

- ・都の石油連盟への要請により実現した超低硫黄軽油・ガソリン（硫黄分10ppm以下）の日本全国での販売により、自動車排出ガスを後処理する触媒システムの浄化性能や耐久性の向上が可能となつたことを踏まえ、ポスト新長期規制や挑戦目標値に対応する自動車の開発を促進する。
- ・PM2.5（粒子径が2.5マイクロメートル以下の粒子）やナノ粒子（粒子径がナノメートルサイズの粒子）については、重量測定方法を採用している現行の粒子状物質に関する排出ガス規制では十分考慮されていないことから、健康影響への懸念が国内外で高まってきている。今後、環境科学研究所の自動車排出ガス測定施設を高機能化し、ナノ粒子等による健康への影響や排出実態についての調査研究を進めていく必要がある。
- ・また、粒子状物質に係るポスト新長期規制値は、現行の重量測定方法の定量限界に近いレベルとなることから、今後は、粒子状物質の個数に着目した新たな測定方法の検討が必要となる。なお、2008（平成20）年から予定されるEUの規制（EURO5）においては、個数による規制が検討されており、こうした動向に注意する必要がある。
- ・さらに、石油代替燃料として注目されている合成燃料や地球温暖化対策として有効なバイオマス燃料について、今後、諸外国等の先行事例を参考にしつつ、排出ガスの改善と二酸化炭素排出量の削減を両立させる観点に立ち、利用の可能性について検討を進めていく。

【燃料電池自動車の開発促進】

- ・燃料電池自動車は、価格や耐久性等の面から一般に普及するまでに至っていない。今後は、燃料電池自動車の一般への普及を長期的な目標とし、有効な方策を検討するとともに、現在普及が進んでいるハイブリッド自動車への代替促進やカーシェアリングなどで活用が進んでいる電気自動車の活用可能性についても検討を進めていく必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第1節 自動車公害対策の徹底	3 自動車への依存を減らす都市づくり	<p>■自動車利用から公共交通機関への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆通勤・通学等における自動車利用から公共交通機関の利用への転換を促進するために、駅周辺の駐車場の利便性を向上 <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都パーク＆ライド基本方針」策定(平成16年9月) ・平成18年度までに、駐車台数1万台分確保を目指す。→40箇所の駐車場で3,143台分を確保(平成17年3月) <p>■都市開発による交通量への影響についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建物内物流の効率化により、納品車両の流れをスムーズにし、建物周辺の自動車交通環境を改善 <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者、物流事業者、都で構成する「環境物流プロジェクト会議」開催(平成17年3月) <p>■ロードプライシングの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東京都ロードプライシング検討委員会報告書(平成13年6月)に基づく検討 <ul style="list-style-type: none"> ・都民等意見の募集及び公表(平成14年7月)、有識者等からのヒアリングの実施(平成14年7～11月) <p>■自転車使用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車より環境への負荷の少ない自転車への転換を図るため、自転車道網を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・7つのモデル地区のうち「千代田区・中央区・東京都」・「台東区・墨田区・葛飾区」地区で、6.9km(都道)完成(平成16年度末) <p>■物流対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆百貨店出入りする納品車両の共同配送の推進により、物流車両数を削減 <ul style="list-style-type: none"> ・関東百貨店協会が納品物流の共同化を決議(平成16年11月) ・都内の全加盟店舗(34店舗)で実施(平成17年度) ◆建物内物流の効率化により、納品車両の流れをスムーズにし、建物周辺の自動車交通環境を改善【再掲】 <p>■駐車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場情報の提供により、駐車場への入庫をスムーズにし、路上駐車等による交通混雑を緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年3月から、s-parkサービスにより駐車場の位置及び空き状況の情報を提供((財)東京都道路整備保全公社) <ul style="list-style-type: none"> 位置情報：約4,230箇所、空き情報：約730箇所、アクセス件数：年間約107万件(平成16年度末) ・平成16年10月から、ITカーナビによる駐車場案内誘導システムを都内全域で展開(約3,900箇所 16万4千台分) <p>■自動車利用の抑制指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都内に30台以上の自動車を使用する事業者に対し、自動車環境管理計画書に基づく自動車使用の抑制指導

【交通需要マネジメント(TDM)施策の推進】

- ・都内の自動車走行量は増加傾向にあり、都内を走行する自動車から排出される二酸化炭素は、2002年度には1990年度に比べ20パーセント増加している。今後は、地球温暖化対策の観点からも、自動車交通量の抑制、公共交通機関の利用促進などの交通需要マネジメントを積極的に推進し、東京を自動車交通に過度に依存しない都市にしていく必要がある。

【自動車利用から公共交通機関、自転車等への転換】

- ・駅周辺の駐車場の利便性を向上させるなど通勤・通学等における公共交通機関への転換を促進してきた。今後、さらに自動車への依存を減らしていくため、レジャー や買い物などでの自家用自動車の利用についても環境への負荷の少ない公共交通機関や自転車などへの転換を促すような仕組みづくりの検討が必要である。
- ・また、都は、現在、自動車よりも環境への負荷の少ない自転車への利用転換を図るため、都内に7つのモデル地区を選定し、自転車道網の整備を推進している。今後も自転車道網の整備を推進するとともに、事業者が従業員の自転車通勤を奨励するような仕組み作りなどを検討する必要がある。

【都市開発による交通量への影響についての対策】

- ・都は、現在、これから建設される大規模複合ビルにおける建物内などの共同配送などに取り組む「環境物流プロジェクト」を推進している。今後、こうした取組を一層進めていくとともに、ビル開発や都市開発に伴う発生集中交通量の抑制を促す仕組み作りなどを検討する必要がある。
- ・駐車場情報をインターネットやITカーナビにより提供することで、駐車場への入庫をスムーズにし、路上駐車等による交通混雑の緩和を図っている。今後も、駐車場の整備・利用の促進、違法駐車防止、路上駐車の抑止、荷捌き対策など適正な駐車マネジメントを実施することにより渋滞を解消し、環境への負荷を低減する必要がある。

【物流対策】

- ・都は、現在、百貨店に出入りする納品車両において納品物流を共同化し車両数を抑制することなどに取り組む「環境物流プロジェクト」を推進している。今後、こうした取組を百貨店以外にも拡大していくとともに、商店街など地域のまちづくりと連動した物流の効率化や積載効率の悪い自家用貨物車から営業用貨物車への転換を図る取組などを推進する必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第2節 有害化学物質対策の推進	1 有害化学物質の規制、監視の強化	<p>■法律・条例による規制の徹底と監視の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境確保条例等に基づく、固定発生源である工場・事業場への排出規制の徹底と管理の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・P R T R 法（平成13年4月施行）、環境確保条例（平成13年10月施行）による化学物質適正管理の徹底 ・平成17年度、揮発性有機化合物（V O C）排出削減に向けた取組を開始 ◆都の要望に基づき、国がダイオキシン類に係る底質の環境基準を設定（平成14年9月） <ul style="list-style-type: none"> ・底質（河川、海域、湖沼）の環境基準：150pg-TEQ/g以下 <p>■二次生成されるPM2.5の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国に先駆け、平成11年度より、PM2.5の常時監視を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一般局：足立区綾瀬及び町田市中町、自排局：足立区梅島及び国立で測定（平成17年度現在） ◆「光化学オキシダント対策検討会」設置（平成15年6月） <ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント濃度の低減のため、窒素酸化物濃度の低下に加え、V O Cの排出削減対策の必要性を提言 ◆平成17年度、V O C排出削減に向けた取組を開始 <p>■ガソリンからの炭化水素蒸発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境確保条例に基づき、ガソリンスタンド等における蒸発防止設備の設置を義務付け <ul style="list-style-type: none"> （新設：平成13年4月1日、既設：平成15年10月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・平成15, 16年度、炭化水素系物質排出防止設備（ベーパーリターン）設置補助 ・新車への蒸発回収装置（O R V R）や燃料供給施設への蒸発回収装置（ステージII）の導入について国へ要望 ・平成14年度の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第5次答申）」において、夏期に供給されるガソリンのリード蒸気圧については平成17年度以降、65kpa以下に低減することが適当であるとされた。
	2 予防原則とリスク・コミュニケーション	<p>■化学物質の適正管理と情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆P R T R 法及び環境確保条例に基づく排出量、使用量等の把握を進め、集計値をインターネットで公開 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者説明会などによる制度の定着・排出抑制の促進を図り、環境への排出量を低減（平成16年度排出量の対前年度比増減：P R T R 法△200 t、環境確保条例△1,000 t） ◆「東京都リスクコミュニケーションあり方検討委員会」設置（平成13年7月） <ul style="list-style-type: none"> ・都の化学物質に関するリスクコミュニケーション推進への取組等について報告（平成15年3月） ・リスクコミュニケーションパイロット事業（N E C府中事業所他）の実施、「ミニ環境報告書」の作成支援 <p>■製品代替の促進と人体影響が懸念される化学物質使用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆鉛フリー（無鉛）塗料の普及促進について、関係機関に要請（平成14年9月）、エコマーク認定取得 ◆平成17年度、V O C排出削減に向けた取組を開始（低V O C製品の普及・啓発）

【大気汚染物質の排出削減】

- ・VOC排出量削減のため、事業者の自主的取組や低VOC塗料の普及・啓発などに取り組んでいく。また、都内のVOC排出実態を詳細に把握し、より効果的な排出抑制施策への反映を図っていく。
- ・船舶による大気汚染物質の排出量を削減するため、良質燃料への転換や陸上電源の利用など、事業者の自主的取組を支援・促進する仕組みなどを検討していく。
- ・近年、注意報発令日が増加している光化学スモッグやPM2.5への対応といった新たな課題に取り組むため、環境モニタリングを強化し、都民への情報提供や施策展開への効果的な活用を図る必要がある。

【有害化学物質の適正管理と環境リスク低減対策の推進】

- ・PRTRや環境確保条例に基づき集計されているデータを効果的に活用し、化学物質の環境リスクを明らかにし、使用量を削減していく。
- ・また、地域毎の特性に応じた環境リスクを把握し、地域の自治体、事業者、住民等が連携を図って対策を推進していく「化学物質管理東京モデル」を構築し、地域の実態に即した新たな化学物質対策を展開していく。
- ・都民の化学物質によるリスクを低減するため、ExTEND2005、POPs条約など、国内外の動向等も踏まえ、今後取り組むべき化学物質対策のあり方について検討を行う必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第2節 有害化学物質対策の推進		<p>■次世代への健康影響に着目した化学物質対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「化学物質に関する子どもガイドライン」を作成 <ul style="list-style-type: none"> ・塗料編（平成14年7月）、室内空気編（平成15年1月）、殺虫剤樹木散布編（平成16年3月）、食事編（平成16年7月） <p>■環境保健対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「ディーゼル車排出ガスと花粉症の関連に関する調査委員会」設置（平成13年9月） <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車排出微粒子が、ヒトのスギ花粉症症状の発現や悪化に影響することが明らかになった ・八都県市首脳会議において緊急提案（平成17年5月）し、八都県市共同で花粉症対策に取り組むとともに、花粉症対策の強化を国に働きかけたこととした ・東京都の花粉症対策を総合的に推進することを目的に、関係14局からなる「東京都花粉症対策本部」を設置（平成17年11月）
3 水質・土壤汚染の回復		<p>■汚染地下水の浄化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水質汚濁防止法に基づき、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・水質測定計画に基づき、都内全域の地下水の水質調査を継続（平成16年度：71地点10地点で環境基準超過） ・対象事業場に対し、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を実施（平成17年度：58ヶ所で立入検査） <p>■土壤汚染対策のための仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境確保条例、土壤汚染対策法（平成15年2月施行）に基づき、顕在化する土壤汚染に対して適切に対処 <ul style="list-style-type: none"> ・条例等に基づく土壤汚染調査の届出約2,900件のうち、約490件について汚染を確認、汚染除去等の対策を実施 ◆土壤汚染対策に係る中小事業者への支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染の調査方法や処理技術に関する情報を提供するため、事業者説明会を開催（平成16年5月） ・低コストの土壤汚染処理技術の開発促進、土壤汚染のある狭隘な土地の有効利用方法を提起するため、「土壤汚染処理技術フォーラム」を開催（第1回：平成16年7月、第2回：平成17年6月） ・土壤汚染の生じた土地の適正評価を図るため、金融業者等を対象に「土壤汚染対策セミナー」を開催（平成17年2月） ・低コスト、簡易迅速な調査方法の開発促進（平成17年度：重金属類） <p>■PCB廃棄物の適正管理の徹底と処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆PCB特別措置法及びPCB適正管理指導要綱に基づき、都内事業所のPCB保有状況等を把握、縦覧 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年3月末の保管量及び使用量：高圧トランス1,835台、高圧コンデンサ23,844台等 ◆日本環境安全事業（株）によるPCB廃棄物処理施設整備（平成16年7月着工、平成17年11月稼働） ◆東京都PCB廃棄物処理計画を策定（平成17年10月）

【過去の「負の遺産」の解消】

- ・近年、工場の廃止や再開発事業などにより、土壤汚染が顕在化するケースが増加している。中小企業者等には、財政的・技術的に適切な対応が困難な場合があり、汚染が放置される懸念がある。低コストで土壤汚染対策が行えるよう、早急に汚染処理技術等を確立するとともに、中小企業者等による対策促進のため、技術的支援などを行っていく。
- ・都内の土壤汚染対策を確実に進めるため、国内・海外の先進的な対策事例等を参考にしつつ、土壤汚染対策を総合的に支援する新たな仕組みを構築する。
- ・過去に蓄積された汚染物質や新たな化学物質等により、今後も様々なケースの環境汚染問題が顕在化するおそれがある。問題の早期把握と迅速かつ適切な対応を図るため、法の整備も含め、総合的な対策の仕組みを検討していく必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
		<p>■アスベスト対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東京都アスベスト対策推進会議（平成元年12月設置）において、東京都のアスベスト対策を体系化、全庁的な取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」を改訂（平成18年4月（平成9年策定）） ・都有施設に係る使用状況フォロー調査と飛散防止対策の実施（平成17年8月～） ・建築物解体時の立入検査・周辺環境調査の強化及び解体事業者への強化徹底等
第3節 騒音振動等の防止	<p>1 道路交通騒音・振動の防止</p>	<p>■道路構造対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆低騒音舗装の敷設の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年、12年に指定した都道の優先的対策道路区間（延長99.2km）で、100%敷設完了（平成16年度末） ◆遮音壁の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・環状七号線、環状八号線の優先的対策道路区間で計画した13橋で、100%設置完了（平成16年度末） <p>■道路沿道対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆沿道整備道路の指定、沿道地区計画の都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道整備道路の指定 都道：延長99.7km、国道：延長13.8km（平成17年4月現在） ・沿道地区計画の都市計画決定 都道：8地区、国道：3地区（平成17年4月現在） ◆沿道地区計画の区域内における助成 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝建築物の建築費等の道路管理者による一部負担 都道：219棟、国道51棟（平成16年度末） ・住宅の防音工事に対する助成 都道：9180戸、国道：1328戸（平成16年度末） <p>■優先的対策道路区間の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国等と設置した東京都道路沿道環境対策検討会で、優先的対策道路区間を選定 <ul style="list-style-type: none"> ・総延長は、国道116.7km、首都高速16.8km、都道104.6km、合計238.1km（平成16年度末）
	<p>2 航空機、鉄道、工場等における騒音・振動の防止</p>	<p>■航空機騒音の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆横田飛行場及び厚木飛行場周辺の航空機騒音調査を継続（16年度環境基準適合：横田11/16地点、厚木1/8地点） <ul style="list-style-type: none"> ・測定データを基に、国及び米軍に対し、訓練飛行の制限や航空機騒音防止のための実効ある対策の実施を要望 ◆調布飛行場について、航空機騒音の環境基準に係る地域類型指定を告示（平成16年4月） <p>■鉄道騒音・振動の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新幹線及び在来鉄道に係る騒音・振動調査により、騒音発生状況、防止対策の実施状況を把握 <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道騒音・振動低減対策意見交換会」開催（平成17年3月） ・鉄道事業者に対し、防音壁設置やロングレール化促進等の環境対策を要請 <p>■工場・事業場、建設作業などにおける騒音・振動の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者団体等の各種講習会への講師派遣により、騒音・振動対策を促進 ◆東京都公害審査会による紛争処理

施策の展開に向けた課題等

- ・飛散性アスベスト対策を充実強化するとともに、アスベスト成形板等（非飛散性アスベスト）について、建築物の解体工事に係るアスベストの飛散防止を一層徹底する。

【騒音・振動防止対策】

- ・横田及び厚木の両飛行場については、騒音測定のデータを基に、国及び在日米軍に対して、訓練飛行の制限や航空機騒音防止のための実効ある対策の実施を引き続き強く要望していく。また、厚木飛行場については、国の動向を踏まえ、環境基準に係る地域指定の見直しを実施する必要がある。
- ・鉄道に係る騒音・振動については、調査結果を踏まえ、引き続き事業者に対して、対策の実施を要望していくとともに、国に対し、在来鉄道の騒音対策の指針値を定め、一層の騒音・振動対策の推進を図るよう要望していく。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第3節 騒音振動等の防止	3 悪臭の防止	<p>■悪臭の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「ビルピット対策指導要綱・指導解説書」を改定（平成17年2月） ◆都関係各局の指導事務の円滑化を図るため、「ビルピット問題連絡協議会」を開催
	4 低周波音・電磁波対策	<p>■低周波音・電磁波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国の「低周波音判定マニュアル」及び「低周波音問題対応の手引き」に基づき、区市町村が行う低周波音対応を支援 ◆電磁波に関する国内外の情報を収集、ホームページで提供
	5 日照障害、風害、電波障害、光害の対策	<p>■日照障害、風害、電波障害等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境影響評価条例の対象となる事業については、条例及び技術指針並びに環境の確保に関する配慮の指針に基づき、環境影響評価を実施

【悪臭発生源対策の推進】

・区市との連携を図りながら、悪臭防止法及び環境確保条例に基づいて、工場・事業場等の発生源規制を引き続き推進していく必要がある。

【地域特性に応じた対策の推進】

・東京都環境影響評価条例等に基づき、生活環境悪化の未然防止に努めるとともに、環境の確保に関する配慮の指針の活用などにより、行政、事業者、都民、民間団体等がそれぞれの立場から、適切な対応を図っていく必要がある。

(2) 「都市と地球の持続可能性の確保」に向けた取組について

基本計画の分野	各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第1節 地球温暖化の防止	<p>■業務部門</p> <p>※産業部門対策も含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「地球温暖化対策計画書」制度の強化（平成17年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、「評価基準」の策定と都の指導・助言、評価・公表の仕組みを強化 ・温室効果ガス排出量の多い大規模事業所（約1100事業所）が対象（新たに公共部門も対象に） ・平成18年4月、条例の対象となる事業所を拡大し、新たに300事業所を追加 ・都の要請に応え、商工中金とみずほ銀行等が、優遇金利による貸付対象先に、本制度で優良事業者と評価された事業者を設定した金融商品を創設・運用開始 ◆「建築物環境計画書」制度の強化（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物環境配慮指針」を改正し、「エネルギーの使用の合理化」など、新築建築物の環境性能を評価する評価項目を拡充 ・計画書の提出実績（平成17年度末現在）：684件（内訳：住宅291件、事務所79件、その他） ◆「地球温暖化対策推進ネットワーク」の設置（平成17年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策に取り組む事業者を支援する仕組みを創設 ・温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介や具体的な省エネ対策の相談事業などを実施（都庁内に窓口設置） <p>■運輸部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆（国へ要求）車両総重量2.5トンを超える重量車の燃費評価手法の確立及び平均燃費規制の導入（平成14年2月～） <ul style="list-style-type: none"> ※国：重量車として軽油を燃料とする車両総重量3.5トン超の貨物自動車及び乗車定員1人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン超のものに限る。）の燃費基準を平成18年3月に公布 ◆（国へ要求）乗用車等の燃費基準の強化、低燃費型車両の選択を促すきめ細やかなラベリング制度の創設（平成16年1月～） ◆関東百貨店協会の全加盟店が一丸となって全ての納品を共同化（平成16年11月～） <ul style="list-style-type: none"> ・17年度：全34店舗で実施 ◆開発事業者・物流事業者等と共同で「環境物流プロジェクト会議」を設置（平成17年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・今後建設される大規模複合ビルにおける建物内での共同配送等を実現していくことについて協議開始 ◆「新・自動車環境管理計画書」制度の導入（平成18年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車環境管理指針」を改正し、「自動車使用の合理化」の取組内容・項目の拡充やCO₂排出量の報告等を求め、自動車由来のCO₂削減対策を推進 <p>■家庭部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家電製品等の省エネラベリング制度の創設（平成17年7月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年夏に都が実施した省エネラベリングのキャンペーンについては、現在、八都県市及び全国省エネラベル協議会で実施（22の都道府県の地域で実施） ・環境確保条例を改正し、販売店に、エアコン、冷蔵庫等の省エネ性能を相対評価するラベルの表示を義務付け ・対象機器を5台以上陳列販売する販売事業者が対象 ・都の取組が全国へ拡大（国では、東京都及び全国省エネラベル協議会の実績等を踏まえ、省エネ法を改正し、省エネ性能の相対評価等を行なう表示判断基準を作成（平成18年10月から施行予定））
1 エネルギー需要マネジメント	

施策の展開に向けた課題等

【条例改正により強化・創設した諸制度の確実な執行等】

- 条例改正により強化・創設した諸制度により、地球温暖化対策として一定の仕組みを構築した。今後、当該諸制度の周知徹底、的確な運用により確実な成果をあげていく必要がある。また、地球温暖化対策計画書制度におけるCO₂排出削減目標の高低は、都の指導助言等により高い目標に誘導することとしているが最終的には事業者の意思に委ねられるため、さらなる削減を求めるために、より高い削減目標を設定するためのインセンティブの検討が有効である。
- 民間事業者の積極的な取組を牽引するためにも、平成17年8月に策定した「地球温暖化対策都庁プラン」に基づき、都内施設における率先行動を着実に実施していく必要がある。
- 条例対象とならない中小規模の事業所等については、地球温暖化対策計画書を提出することができる規定や、家電製品等の省エネラベルを表示することができる規定等を設けて、事業者の自主的な取り組みを進めているが、都内温室効果ガス排出量（産業・業務部門）における排出割合の大きさを踏まえ、温暖化対策の実施を更に促す取組が必要である。
- エネルギー供給事業者対策として新たに条例化したエネルギー環境計画書制度について、事業者の今後の取組の度合いに応じて、必要な改善を構するものとする。

【運輸部門における取組の強化】

- 運輸部門における地球温暖化対策は、環境基本計画において自動車が排出する二酸化炭素量の削減をその方針として掲げ、重量車の燃費基準の早期設定など国への提案を中心に行ってきました。しかし、都内温室効果ガス排出量における運輸部門の排出割合が約3分の1を占めていることを踏まえ、共同配送や自営転換の促進などの交通需要マネジメント施策による都内交通量の削減、事業者や一般都民に対するエコドライブの普及拡大などの対策を一層強化する必要がある。
- また、公共交通機関の発達している都内における適切な自動車利用のあり方について、十分な理解を深めていくとともに、公共交通機関の利用促進などの取組への参加を通じて、都民一人一人の意識改革を進めていく必要がある。

【都市づくりの観点を踏まえた総合的な施策の推進】

- 大都市に特徴的に現れる環境問題である温暖化問題（地球温暖化とヒートアイランド現象）への対策は、都市活動や都市構造のあり方をかえていくという視点をもち、全体的に環境配慮型の都市づくりの推進へつながっていくよう、今後の施策の検討を行っていく必要がある。

【中長期的視点にたった2010年以降の温室効果ガス削減目標の設定】

- 危険な気候変動のレベルを回避するため、一国に匹敵するエネルギー消費量の大きさを有する都市として、将来から現在の視点を考えるバックキャスティングの視点で、2010年以降の温室効果ガス削減目標を設定する必要がある。

基本計画の分野		各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第1節 地球温暖化の防止		<p>◆マンションの環境性能表示制度の創設（平成17年10月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、延床面積10000m²超の新築マンションについて、販売時に、広告等へ環境性能の表示を義務付け ・都の要請に応え、住友信託銀行が、本制度の評価結果の程度に応じ金利優遇を設定するマンション購入者向け住宅ローンを創設・運用開始 <p>◆「キッズISO10000人参加計画」（キッズ向け環境教育プロジェクト）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の拠出金をもとに、企業・NPO・自治体が協働して実施。都内の小学生等へプログラムへの参加を呼びかけ ・16年度実績：10校（670人参加）、17年度（6月末現在）：99校（7,211人参加） <p>◆気象キャスターネットワークとの連携による「地球温暖化出前授業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都と協働し、テレビ等のキャスターとして活躍している気象予報士が、直接、児童に授業を実施 ・16年度実績：29校 17年度（上半期）：27校
2 自然エネルギーなどの導入と活用		<p>◆自然エネルギーーディングプロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「風力発電パイロット事業」；中央防波堤埋立地に、民間企業と協働で大型風力発電設備（東京風ぐるま）を設置 ・平成15年3月稼動850kW×2基、一般家庭約800世帯分の電力を発電 ・「燃料電池バス」の運行（平成15年8月～16年12月） ・民間企業と協働で、都営バスの営業運行（1台）を実施 ※このノウハウは愛知万博で活用された。 ・浄水場等に大規模太陽光発電を導入（平成17年度末現在：2123kW） ・平成15～18年度までに合計8浄水場で（総発電規模約5200kW）順次実施。朝霞浄水場の設備（1200kW）は国内最大規模 <p>◆都施設における「電気のグリーン購入」の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気」をグリーン購入の対象品目に指定し、購入する電気について5%以上の再生可能エネルギーの利用を要請 ・「東京文化会館」で要求水準5%を初めて達成（平成17年7月） <p>◆「エネルギー環境計画書」制度の創設（平成17年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、都内に供給される電気の環境性の向上を推進 ・都内の供給される電力について、「CO₂排出係数を改善する取組の推進」と「再生可能エネルギーの導入促進」を図る ・都内に電力を供給している一般電気事業者と特定規模電気事業者（PPS）が対象 ・再生可能エネルギーの導入の措置と目標等を記載した「エネルギー環境計画書」の策定・公表と、進ちょく状況を報告する「エネルギー状況報告書」の策定・公表を義務付け <p>◆「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物環境配慮指針」を改正し、評価項目「エネルギーの使用の合理化」の評価基準「自然エネルギーの利用」を強化 <p>◆「東京都再生可能エネルギー戦略」の策定（平成18年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年における再生可能エネルギー利用目標を提起 「2020年までに再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めることをめざす」という、先進的な国などと足並みを揃えた、中長期的視点にたった目標を提起 ・利用拡大にむけた仕組みやプロジェクトの方向性を提案

【施策の抜本的強化】

- ・パイロット事業の実施など、都内における導入に向けた第一歩を踏み出したが、都における再生可能エネルギーの大量導入や燃料電池を普及させるための仕組みが未確立である。このため、都内における再生可能エネルギーの利用拡大に向けた仕組みづくりやプロジェクトなど、施策の一層の強化が必要である。

【中長期的視点にたった再生可能エネルギー利用目標値の設定】

- ・危険な気候変動のレベルを回避するため、中長期的視点にたった温室効果ガス削減目標の設定と併せて、バックキャスティングの視点にもとづき、2020年頃を目指とした再生可能エネルギーの利用目標値を設定する必要がある。

- ・二酸化炭素の吸収源対策として、多摩地域等における森林管理や、都市緑化等の対策をより明確に位置づけていく必要がある。

基本計画の分野		各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第1節 地球温暖化の防止	3 経済的手法の検討	<p>◆東京都税制調査会における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 「諸外国では地球温暖化対策のための環境税(炭素税)がポリシーミックスによって一定の政策効果をあげている。こうした諸外国の実情、世界の趨勢からすると、二酸化炭素の排出量の抑制などの地球温暖化対策を推進していく上で、化石燃料の炭素含有量等を課税対象とした「環境税(炭素税)」を導入することは、有効な方策であると考えられる」(平成13年度答申) 「将来、資源エネルギー対策財源、温暖化対策財源として温暖化対策税(炭素税)が導入される場合には、既存の燃料課税を整理して国と地方の配分や燃料間の税負担の調整を図りつつ、地方税として構成することが適当である」(平成16年度答申) <p>◆排出量取引などの手法の活用について民間企業等と検討（排出権取引市場創設プロジェクト（平成14年3～11月）</p> <p>排出量取引は国内でのCO₂削減対策（家庭・業務部門対策）に有効な手段であるが、「買い手」を明確にすることが必要であることを明らかにした。</p> <p>◆金融機関の環境配慮行動を求める「環境金融プロジェクト」の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内金融機関(20行・2協会)の参加をえて、「環境ファイナンス東京会議」開催(平成17年5月) 知事名で環境対策の推進に資する環境金融商品の開発を要請 具体的な商品の実現可能性について金融機関と個別に意見交換を実施 平成18年3月末までに、4つの金融機関から、新たな環境金融商品が誕生 〔新たに誕生した環境金融商品リスト〕 <p>商工組合中央金庫</p> <p>都の「地球温暖化対策計画書制度」の優良事業者(A評価以上)や一定のVOC排出抑制対策に取組む事業者等に優遇金利を適用(『環境配慮型経営支援貸付』)</p> <p>東日本銀行</p> <p>個人がエコカーを購入する場合に優遇金利を適用(『カーライフローン』)</p> <p>住友信託銀行</p> <p>都の「マンション環境性能表示制度」による環境性能の程度を表す★印の数に応じて、店頭表示金利より追加優遇を実施(『環境配慮型マンション向け金利優遇住宅ローン』)</p> <p>みずほ銀行及びオリエントコーポレーション</p> <p>都の「地球温暖化対策計画書制度」の優良事業者(A評価以上)などに優遇金利を適用(『環境配慮型企業向け融資制度』)</p>
4 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策		<p>◆下水汚泥の高温焼却によるN₂O削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業は都の事務事業に伴う温室効果ガスの約45%を占め、その半分近くが汚泥焼却に伴うN₂O 焼却温度を上昇(800°C→850°C)させ「高温焼却」によるN₂Oを分解する削減効果を実証実験(2002～2004年度、葛西水再生センター) 今後、老朽焼却炉は更新時に高温焼却炉を導入していくなどして、2009(平成21)年度までに約7割削減をプラン化 <p>(「アースプラン2004」東京都下水道局 平成16年9月策定)</p> <p>◆冷媒フロンの回収と破壊の義務付け（環境確保条例（平成13年4月）及びフロン回収破壊法（平成13年6月））</p> <ul style="list-style-type: none"> カーエアコン、業務用冷凍空調機器から冷媒用フロンの大気中への放出を禁止するため、対象機器を廃棄・整備する際には定められた業者に引き渡すことを義務付け 回収・引取り業者知事の登録を、破壊業者についてのは国の許可を義務付け 第一種フロン類(業務用冷凍空調機器)回収事業者数 2415事業者(平成17年3月末現在) 回収量(平成16年度)：業務用冷凍空調機器(280トン(全国の15%))、カーエアコン(23トン(全国の4%))

施策の展開に向けた課題等

- ・ 温暖化対策への積極的な取組を誘導するため、金融機関との連携や税制など、経済的インセンティブの検討が必要である。

- ・ 二酸化炭素排出量と比較し、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出割合は低い状況にはあるが、温室効果の高さを踏まえ、今後の対策の方向性を検討する必要がある。

基本計画の分野		各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第2節 ヒートアイランド対策の展開	1 都市レベルでの対策	<p>■モニタリングの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全国初のヒートアイランド現象の観測網（METROS）の構築と実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・区部100箇所：温湿度の観測を実施（平成14年7月～平成18年3月） ・区部20箇所：風速・風向等の観測を実施（平成14年7月～16年度末） ・ヒートアイランドの地域強度の実態を初めて明らかにした。 ◆「ヒートアイランド対策取組方針」の策定（平成15年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的組織「東京都ヒートアイランド対策推進会議」における検討を踏まえ、今後の対策の方向性を総合的に取りまとめ ◆大気に与える熱負荷の状況を示した「熱環境マップ」の策定（平成17年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・人工排熱や地表面の被覆等の状況をもとに策定 ◆「ヒートアイランド対策推進エリア」の設定（平成17年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・都及び民間開発事業者に対し、ヒートアイランド対策推進エリアにおける集中的な対策を誘導 <p>■都市を冷やす機能をもつ場所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆集中的なヒートアイランド対策モデル事業の実施（平成15年度） <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化、街路樹再生、保水性舗装、再生水散水等の対策を、様々な主体による連携のもとに集中的に実施 <p style="text-align: center;">(対象地域：丸の内地域、汐留地域、麹町地域、西新宿地域)</p> <p>■風の道の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、新築建築物の環境性能を評価する評価項目に「ヒートアイランド現象の緩和」を新設 ・当該評価項目の評価基準に「風環境への配慮」を創設し、夏の主風向の通風を妨げない建築物の形状・配置を評価 <p>■区部に残された自然環境の確保</p> <p style="text-align: right;">※以下の施策の対象は多摩地域等を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆屋上等緑化を進める「緑化計画書」制度（自然保護条例）の着実な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度～17年12月末までに、72.1ha（日比谷公園約4.5個分）の緑を創出 ◆「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物環境配慮指針」の改正等により、新築建築物の環境性能の評価項目を拡充 <ul style="list-style-type: none"> 「建築物と敷地の被覆対策」：地上部緑化など対策ごとの効果を考慮した対策量を評価 「緑化対策」：建物上及び地上部を合わせた総緑化面積の程度を評価 ・「晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業」（施工者：晴海一丁目地区市街地再開発組合、東京都、中央区、独立行政法人都市再生機構）における緑化（緑化面積約1.2ha）
	2 街区、建築物の被覆対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ヒートアイランド対策ガイドライン」の策定（平成17年7月） <ul style="list-style-type: none"> ・東京の大半を占める民間建築物やその敷地でのヒートアイランド対策を推進するため、建物の建築主・設計者が、建物の新築・改修時に活用できるよう、東京都区部における熱環境の状況や各地域に適した対策メニューを取りまとめ。 <p>■建物敷地の被覆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆屋上等緑化を進める「緑化計画書」制度（自然保護条例）の着実な運用【再掲】 ◆「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目の拡充：「建築物と敷地の被覆対策」、「緑化対策」 ◆小学校等の校庭の芝生化 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校を対象に、校庭芝生化等を実施するための経費を補助（平成17年度事業） ・事業の実施に当たっては保護者や地域との協働で芝生等を維持管理する仕組みを構築

【継続的な対策実施と中長期的視点にたった都市づくりと連携する施策の推進】

・ヒートアイランド現象は、道路等のインフラ整備や、建築物の増加、それに伴う経済活動等によるエネルギー消費量の増加（人工排熱の増加）、開発等に伴う緑の減少など、これまでの長期にわたる都市づくりや都市活動のあり方を反映した現象である。このため、ヒートアイランド現象の顕在化が著しい反面、対策による緩和効果は短期的には現れにくい。したがって、中長期的な視点に立ち、必要な対策を継続的に実施していく必要がある。

- ・ 都市活動や都市構造のあり方をかえていくという視点をもち、全体的に環境配慮型の都市づくりの推進へつながっていくよう、今後の施策の検討を行っていく必要がある。

【「ヒートアイランド対策推進エリア」における集中的な対策の推進】

・ 全国初のヒートアイランド観測網による調査結果等を踏まえ、大気に与える影響（熱負荷）を示した熱環境マップの作成や、熱負荷の状況及び将来の都市開発の状況等から、対策を計画的に誘導すべき地域として、平成17年に「ヒートアイランド対策推進エリア」を設定した。今後この地域を中心に、熱環境マップ、東京モデル（地域特性別対策メニュー）、及び建物用途別の対策メニューをとりまとめた「ヒートアイランド対策ガイドライン」に基づき、地域特性に適したヒートアイランド対策を積極的に進めていくことが必要である。

【都市を冷やす機能を持つ場所の拡大等】

- ・ 大規模な緑地、堀、河川など都市を冷やす機能を持つクールスポットを、街路の緑化、緑地や風の道の確保などによりネットワーク化することや、歩道部における被覆対策、風の道への配慮をより強化し、熱環境対策を推進していく必要がある。

【民間事業者等に対する対策の推進】

- ・ 都は、これまで公共施設を中心とした率先事業や各種制度の実施により、保水性舗装・屋上緑化・校庭芝生化等の各種対策を推進してきたが、ヒートアイランド現象は、都だけで解決できる課題ではない。関係機関や、民間開発事業者、一般都民など、あらゆる主体が総力をあげて、それぞれの立場で取組を実践していく必要がある。このため、都のみならず、国・区・民間事業者等と連携した対策の推進や、都市開発にヒートアイランド対策を内在化していく仕組みの検討が必要である。
- ・ 民間事業者等における対策誘導を推進するためにも、ヒートアイランド現象と対策効果の把握・評価を行っていく必要がある。

【被覆対策の推進】

- ・ 都条例に基づく緑化計画書制度の着実な運用により、これまで72.1ha（曰比谷公園約4.5個分（平成17年12月末現在））の新たな緑を創出するなど被覆対策に取り組んできた。今後も、都条例に基づく緑化計画書制度や建築物環境計画書制度を着実に執行するとともに、屋上緑化や高反射率塗料による建築物の被覆対策を誘導する仕組みを、国・区・民間事業者等と連携して整えていく必要がある。
- ・ 民間事業者の積極的な取組を牽引するためには、都施設及び都事業における率先行動を一層強化していく必要がある。このため、道路の保水性舗装化など被覆対策や、道路散水等を引き続き計画的に推進していくとともに、道路、公園、駐車場などの既存のコンクリートやアスファルトを剥がし、舗装を蒸散作用の高いものへ転換していく対策についても検討を進めていく必要がある。

基本計画の分野		各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第2節 ヒートアイランド対策の展開	2 街区、建築物の被覆対策	<p>◆クールルーフ推進事業の実施（平成17年度～） ・ヒート対策推進エリアに設定されている7区等と連携して屋上緑化と高反射塗料の普及を促進</p> <p>■建築物の被覆対策（特に屋上等の緑化）</p> <p>◆屋上等緑化を進める「緑化計画書」制度（自然保護条例）の着実な運用【再掲】</p> <p>◆「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行）【再掲】 ・評価項目の拡充：「建築物と敷地の被覆対策」、「緑化対策」</p> <p>◆高反射率塗料等によるヒートアイランド対策効果調査の実施（平成15～16年度） ・高反射率塗料については日射反射率と表面温度上昇抑制効果との相関関係を、保水性建材については体積含水率と蒸発効率との相関関係を明らかにし、一定の性能を持つ建築資材・塗料製品に表面温度上昇の抑制効果があることを概ね確認</p> <p>・廃校の屋上に高反射率塗料を塗布し、表面温度上昇の低減効果及び室温の低減効果を確認</p> <p>◆屋上緑化によるヒートアイランド対策効果を検証する研究（平成15～16年度） ・東京都環境科学研究所と、東京都農業試験場、東京都土木技術研究所の共同研究 ・軽量・薄層の屋上緑化（芝）でも、屋上表面温度の上昇を抑制する効果があること等を確認 ・加重制限のある既存建築物の屋上にも普及可能であることを明らかにした。</p> <p>◆都施設の壁面緑化モデル事業の実施（平成17年度） ・3箇所で実施（千代田区千代田清掃事務所、都立桜修館中等教育学校（都立大学附属高等学校）、東京都新宿都税事務所）</p> <p>◆「壁面緑化ガイドライン」の作成（平成18年4月） ・壁面緑化を広く普及するため、都民・事業者の方々が壁面緑化に取り組みやすいよう、設置箇所に応じた壁面緑化のタイプ別特徴や適した植物など、壁面緑化のノウハウをわかりやすく解説</p> <p>■道路の被覆対策</p> <p>◆保水性舗装の実施 ・「ヒートアイランド対策取組方針」に基づき実施（平成16年度末；4.5km）</p> <p>◆下水再生水散水実験（平成15～16年度）及び散水事業（平成17年度） ・夏季を通じ、汐留地区において、保水性舗装箇所での散水を行い、道路の路面温度の上昇を抑えた</p>
	3 人工排熱の抑制対策	<p>◆「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行）【再掲】 ・「建築物環境配慮指針」の改正等により、新築建築物の環境性能の評価項目を拡充 「建築設備からの人工排熱対策」：夏季において建築物設備からの排熱量が少ないことを評価 「効率的な運用の仕組み」：最適運用のための計量システムやエネルギー消費原単位目標の設定等を評価 「設備システムの省エネルギー」：設備システムの省エネ性能を評価</p> <p>◆「地球温暖化対策計画書」制度の強化（平成17年4月施行）【再掲】 ・大規模事業者の省エネ対策等を強化</p>

施策の展開に向けた課題等

施策の展開に向けた課題等

【条例改正により強化・創設した諸制度の確実な執行】

- 建築物環境計画書制度の強化により人工排熱対策の評価基準を構築するとともに、地球温暖化対策計画書制度の強化により大規模事業者のエネルギー消費量の削減を進めている。今後、当該諸制度の円滑な執行及び的確な運用をはかり、確実な成果をあげていく必要がある。

基本計画の分野		各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第3節 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進	1 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<p>■事業者自己回収の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆容器包装リサイクル法の改正に係る国への提案 <ul style="list-style-type: none"> ・都内区市町村と共同で東京都容器包装リサイクル自治体連絡会を設置し、容器包装利用量の報告・公表制度の導入や分別収集を事業者の責任とすることなど、法の抜本的改正を提案。全国の自治体とも連携し国に実現を求めた結果、提案内容のうち事業者が容器包装廃棄物の発生抑制促進のために取り組むべき事項を省令で定めること、容器包装を多量に利用する事業者に使用量等の方向を義務付けることが改正案に盛り込まれた。 ◆使用済み家庭系パソコンのリサイクルスキームを構築 <ul style="list-style-type: none"> (平成15年10月～) ・(社)電子情報技術産業協会(JEITA)及び区市町村と協議し、撤退メーカー製パソコンなど、回収義務者が存在しないパソコンの回収・リサイクルスキームを独自に構築。その後全国で同様の方式が実施された。 ◆家庭ごみとして排出されている使用済み注射針を薬局で回収するシステムを構築し、実施 <ul style="list-style-type: none"> ・都の働きかけを契機に、東京都薬剤師会が23区及び多摩地域の全域で回収を実施中 <p>■建築物の長寿命化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「建築物環境計画書」の中で長寿命化に係る取組について報告を求め公表 <p>■建設廃棄物のリサイクル促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建設リサイクル法に基づき、分別解体・再資源化等の適正な実施を確保するため、区市と連携してパトロールを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年5月実施：現地調査995か所、指導件数361件（建設業又は解体工事業の掲示、分別解体の徹底など） ◆東京都建設副産物対策協議会において、東京都建設リサイクル推進計画を策定（平成15年5月） <ul style="list-style-type: none"> ・東京都建設リサイクル推進行動計画を改定。建設廃棄物のリサイクルや建設資材のグリーン調達など10の戦略を決定 <p>■区市町村へのごみ減量・リサイクル事業に対する支援・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物行政講習会などで、区市町村へ家庭ごみ有料化に関する情報を提供 ◆廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都廃棄物審議会が廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について次のように答申（平成16年5月） <ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチックは、貴重な資源であり「埋立不適物」である。 可能な限り発生抑制を推進するとともに、適切な方法によりマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルを徹底すべき この答申を踏まえ、産業界と連携して、新たに事業系廃プラスチックの3R[*]推進ルールを提唱。今後、このルールの普及、定着を図り、埋立処分量ゼロを目指す。 <p style="text-align: right;">※3R：リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)</p>

【発生抑制・リサイクルの推進】

- ・持続可能な社会を実現していくためには、製品等の省資源化や長寿命化によって廃棄物等の発生抑制に取り組み、さらにコストや環境影響を考慮しつつ、リサイクルを進め、天然資源の消費量と廃棄物の排出量の抑制を図らなければならない。

【廃プラスチック、建設泥土のリサイクル】

- ・都内から排出される廃プラスチックはその5割強が埋め立てられている。発生抑制とリサイクルを徹底し、埋立処分量を削減するため、産業界、区市町村などとともに循環利用の仕組みを確立させていく必要がある。
- ・建設リサイクル法の施行に伴い、がれき類や廃木材の再利用は拡大してきているが、建設泥土については埋立処分されている量が多いため、有効活用が図られるよう、条件整備を行っていく必要がある。

基本計画の分野		各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第3節 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進	2 環境負荷が少なく、信頼性の高い中間処理・最終処分の推進	<p>■最終処分量削減に関する区市町村への技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆焼却灰の有効利用に係る技術的支援等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・多摩地域のエコセメント化施設（平成18年7月稼動予定）整備に対する技術支援 ・溶融スラグ、エコセメントを東京都環境物品等調達方針において特定調達品目等に指定し、都関連工事の使用を促進 <p>■環境負荷低減に有効なリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都廃棄物審議会が廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について次のように答申（平成16年5月） <p>廃プラスチックは、貴重な資源であり「埋立不適物」である。</p> <p>可能な限り発生抑制を推進するとともに、適切な方法によりマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルを徹底すべき</p> ・この答申を踏まえ、区市町村や産業界と連携して廃プラスチックの発生抑制・リサイクルを促進 <p>■産業廃棄物処理施設整備など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーイコタウン事業により廃棄物処理・リサイクル施設を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国の都市再生プロジェクトの一環として、廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し循環型社会への変革を推進すること目的に、臨海部において民間の廃棄物処理・リサイクル施設の整備を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月、一都三県のP C B 廃棄物の処理施設を都内に整備することについて環境省から要請があり、安全性の確保など都の示す受入条件を遵守することを前提に、要請を受入れ ・平成14年5月、ガス化溶融等発電施設などについて民間事業者を公募し、同年7月選定 ・平成18年4月現在、P C B 廃棄物処理施設、建設混合廃棄物リサイクル施設、廃情報機器類等リサイクル施設、食品廃棄物リサイクル施設が稼動し、本年8月、ガス化溶融等発電施設が稼動する予定 <p>■一般廃棄物処理施設整備への技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多摩地域のエコセメント化施設（平成18年7月稼動予定）整備に対する技術支援【再掲】 ◆島しょ地域の管理型最終処分場（大島、八丈島）の運営・整備に対する技術支援 ◆環境報告書作成の手引きとなる一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドラインを策定（17年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の透明性を高め都民の信頼性の向上を図るために、清掃工場等の環境報告書の発行を促進

【有害廃棄物等の適正処理の推進】

- ・都内において信頼性が高く環境負荷が少ない先導的な処理施設の整備を促進し、最終処分量を削減していく必要がある。特に、有害性等を有する廃棄物は、不適正な処理が行われると人の健康や生活環境に及ぼす影響が大きいことから、都内施設における適正処理が確実に行われるようしていく必要がある。
- ・平成17年11月からP C B廃棄物処理施設が稼動を開始しているが、平成22年度までに都内のP C B廃棄物の全量が確実に処理される必要がある。
- ・平成18年8月のスーパーイコタウン事業による感染性廃棄物の処理施設の稼働開始により、都内で排出される感染性廃棄物の全量を処理できる体制を確保していく。

【廃棄物・リサイクルビジネスの健全な発展】

- ・廃棄物の適正処理を徹底し、リサイクルを促進するためには、その処理に関わる廃棄物・リサイクル関連ビジネスが社会から充分な理解や評価を受けて、健全に成長していくことが不可欠である。これらのビジネスが中長期的に発展していくよう、施策を進めていく。

基本計画の分野	各施策の進ちょく状況（これまでの主な取組）
第3節 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進 <p>3 不法投棄など不適正処理の撲滅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■産業廃棄物に係る規制・監視体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆近隣27都県市で「産廃スクラム27」（産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会）を組織 <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年に発足し、現在、1都11県15市の27自治体が参加 ・高速道路料金所など12か所において、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を実施 ◆「産廃Gメン」の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる不法投棄ルートの解明と関与者に対する行政処分の実施 ・硫酸ピッチの撲滅を目指し、他県と合同で不正軽油製造施設への立入調査を実施（平成17年6月） ・税務、薬事、廃棄物の各部門が合同で硫酸の流通経路を調査（平成16年12月～） ◆産業廃棄物適正処理・資源化推進協定（エコトライ協定）を締結 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の減量・資源化・適正処理について、法令を上回る取組の実施を事業者と都が協定 ・建設業85社、処分業70社、収集運搬業89社と締結（17年度） ◆産業廃棄物の報告・公表制度を創設 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者の適正処理への取組を促進し処理業者の処理状況を透明化することにより、不法投棄問題の解決を図る。 ・平成17年3月31日条例公布、9月1日施行 ・特定排出事業者（大規模な建設業、製造業、病院など）に適正処理のための取組状況の報告を義務付け、都が公表 ・施設を有する産業廃棄物処理業者に処理の状況について報告を義務付け、都が公表 ◆東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・都医師会及び関係事業者が連携し、診療所から排出される医療廃棄物の処理について、バーコードを活用して適正処理を確保するシステムを、平成15年5月から葛飾区で導入 ・現在3区（葛飾区、足立区、新宿区）で実施中。今後、実施地域を拡大する予定 ◆ICタグを活用し、大規模病院から排出される感染性廃棄物を処理施設搬入まで追跡できるシステムを構築 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に、5病院において実施中。平成18年度25病院に拡大予定 ◆建設廃棄物を総合的に管理するシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の不法投棄を防止するための管理システムを、八都県市の各県市と連携して国に提案していく予定 また、提案にあたり、都は積極的に実証実験を行っていく予定

【不適正処理の未然防止策の強化】

- 依然として東京で排出された他県において産業廃棄物が不法投棄されるなど、廃棄物の不適正処理の問題は解決していない。引き続き、最近の不法投棄の現状を踏まえた、不適正処理の未然防止策を講じていく必要がある。
- 本年9月に施行された改正廃棄物条例により、新たに導入された排出事業者の適正処理のための取組状況及び処理業者の処理状況についての報告・公表制度の円滑な実施を図る必要がある。
- ICタグを活用した感染性廃棄物追跡管理システムなどにより、適正処理の徹底を進めていく必要がある。
- 広域にわたって処理されている産業廃棄物の不適正処理を防止するために、周辺県市と連携した取締りを引き続き行っていく必要がある。

(3) 「自然環境の保全と再生」に向けた取組について

基本計画の分野		これまでの主な取組
第1節 自然の保全と再生	1 多摩の森林と丘陵地の保全と再生	<p>■森林管理の新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆荒廃が進む人工林を対象に間伐を実施する多摩の森林再生事業を開始（平成14年度より） <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、2,755haの間伐を実施（H14～H17年度実績） ◆自然保護条例に基づく森林環境保全地域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・青梅上成木森林環境保全地域を第1号として指定（平成14年12月） ◆東京グリーンアップ・アクション（企業・NPO等と行政が連携した自然環境保全活動）を開始（平成15年度より） <ul style="list-style-type: none"> ・青梅上成木森林環境保全地域など6箇所の保全地域で、9企業の参加により間伐や水田復元等を実施（平成17年度実績） <p>■里山など丘陵地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然保護条例に基づく自然地の保全と緑地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく開発許可制度を運用し、一定面積の自然地を開発する場合、規則で定めた緑地面積を確保 ◆自然保護条例に基づく保全地域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、45箇所（自然1地域、歴史6地域、緑地36地域、森林1地域、里山1地域）、約739haを指定（公有地約80%） ・横沢入地区（約49ha）を里山保全地域第1号として指定（平成18年1月） ◆保全地域ボランティアによる雑木林の手入れ（下草刈り、枝払いなど）等保全地域の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、24の保全地域で16団体が活動中（平成16年度実績）
	2 市街地における緑の回復と農地の保全	<p>■緑の保全と回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然保護条例に基づく緑化計画書制度の運用による建物敷地及び建物上の緑の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、屋上等については、72.1ha（日比谷公園4.5個分）の緑が増加（平成13年度～17年12月末実績） <p>■農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業後継者を確保・育成するため、援農・就農のサポートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの都民が農業に参加できるよう、消費者やNPOなどと農家の連携や協働の仕組みづくりを検討 ◆生産緑地制度を活用した農地面積の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の生産緑地面積は約3,743ha（平成4年度から約6%減少） <p>■緑の連続性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆連続した緑の軸を形成するため、緑の骨格の形成、都立公園、道路緑化、河川、臨海部における緑の軸の形成を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新設道路については広い歩道、緑地帯を配置